

仕 様 書

- 1 件名
車両の運送委託（四輪車）
- 2 委託内容
日本郵便株式会社九州支社郵便・物流集配部集配企画担当（以下「主管担当」という。）からの指示により、日本郵便株式会社の施設（郵便局、支社及び本社）又は主管担当が指定する施設との間における車両の運送を行うこと。
- 3 対象車両
事業用車両、自家用車両にかかわらず下記(1)及び(2)の車種の車両を対象とする。
なお、これらの車両のうち、電気自動車及び事業用貨物自動車（2t）以外の四輪車を以下「車種番号1」、電気自動車並びに事業用貨物自動車（2t）及び特種自動車を以下「車種番号2」という。
(1) 軽自動四輪車（側車付軽二輪を含む。）
(2) 自動車（貨物自動車、乗用自動車及び特種自動車）
- 4 数量等（予定）
別紙1「距離別運送車両数」のとおりとし、予定60両とする。
なお、距離別運送車両数は契約期間内における運送見込み車両数であり、増減する場合があります。
- 5 委託期間
契約締結日から2025年3月31日（月）まで
- 6 運送指示等
(1) 主管担当から別紙2「運送指示書」により電子メール等で行う。
(2) 運送指示書に基づき、受託者において内容の距離等の確認を行い、確認した内容を主管担当宛て電子メールにより送信し、主管担当からその承認を得ること。
- 7 運送方法等
(1) 主管担当から交付された運送指示書に記載された車両のみ運送すること。
(2) 上記6(2)による承認を得た翌日から起算して、原則20日以内とする。ただし、移動車両が大量にありこれにより難しい場合又は緊急を要する場合並びに輸送先と調整した結果の日がこれを超える場合は、主管担当と協議の上、主管担当からの指示する期間内に輸送を行うこと。
なお、引取り及び搬入は、運送元及び運送先と調整してその日を決定する。
(3) 別紙3「授受確認書」を運送した車両ごとに作成すること。
(4) 運送元及び運送先と事前に引取り・搬入の日程を調整の上、行うこと。
なお、日程調整は引取り又は搬入をする日の前日から起算して3営業日（この仕様書において「営業日」は、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日以外の日とす

- る。)までに行うこと。
- (5) 運送した車両は運送先の日本郵便株式会社の社員等（以下「社員等」という。）が指示する場所へ搬入すること。
 - (6) 引取り及び搬入は原則として午前9時30分から午後5時00分までに作業を完了すること。
 - (7) 運送に際しては、細心の注意を払い、車両を損傷又は紛失をしないこと。
 - (8) 運送元及び運送先が別紙4「離島郵便局一覧」に該当する場合は、港での引取り及び搬入とし、時間、場所等については、運送元及び運送先の社員等と調整すること。
 - (9) 故障等により走行不可能であることが車両の引取り日に発覚した場合は、主管担当に報告し、指示を受けること。
- なお、受託者営業所の名称等（営業所の名称、住所及び受持ち地域）を記載した書類（様式適宜）を主管担当に提出すること。

8 車両の引取り

- (1) 運送元から車両のほかに下記アからクまでのものを受領し、車両とともに運送すること。
 - ア 自動車検査証
 - イ メンテナンスノート
 - ウ 取扱説明書
 - エ リサイクル券
 - オ 工具類及び付属部品等
 - カ 軽自動車税納税証明書（継続検査用）（軽自動四輪車の場合）
 - キ 自動車税納税証明書（継続検査用）（自動車の場合）
 - ク 自動車損害賠償責任保険証明書
- (2) 複数車両がある場合、上記(1)について車両ごとに受領すること。
- (3) 運送元の社員等に授受確認書を提出し、記名・押印を受けること。
- (4) 車両の預かりを証明する書類（様式適宜）を運送元の社員等に提出すること。

9 車両の搬入

- (1) 搬入後、運送先の社員等による立会の上、上記8(1)の現品に異常がないことを確認して引渡すこと。
- (2) 運送先の社員等に別紙3「授受確認書」を提出し、記名・押印を受けること。
- (3) 搬入の際には、別紙3「授受確認書」とは別に、納品書又は送り状（様式適宜）を運送先に提出すること。

10 提出書類

- (1) 契約締結後、車種番号1及び車種番号2においてそれぞれ500kmを超える距離区分の料金表を作成し、契約締結後速やかに主管担当に提出すること。ただし、当該料金については、前後の距離区分の料金を考慮し、主管担当及び受託者双方協議の上決定するものとする。
 - (2) 運送を完了した月の翌月3営業日までに「報告書等作業完了の書類（様式適宜）」、授受確認書及び別紙5「運送実績集計表」を主管担当に提出すること。
- なお、当該書類はそれぞれ上記6(1)の「運送指示書」で通知された車台番号順に並べること。

11 代金

- (1) 別紙1「距離別運送車両数」に基づき本契約の契約締結時に規定する距離別料金に運送車両数を乗じた代金を支払うものとする。
なお、本契約締結時において規定する当該料金は、距離に関わらず、「車種番号：1」及び「車種番号：2」ごとに一定の料金とする。
- (2) 上記(1)のほか、別紙1「距離別運送車両数」以外の車両の運送（島しょ等への運送）が発生した場合は、上記10(1)により契約締結後に主管担当と協議の上決定する料金をもって支払うものとする。
- (3) 上記7(9)により、故障等により走行不可能であることが車両の引取日に発覚した場合は、運送元と最寄りの受託者営業所との距離に応じ上記(1)から(2)までの料金を適用して支払うものとする。

12 災害発生時の対応

地震、津波等による災害が発生した場合を想定し、受託者は、日本郵便株式会社の業務復旧のために、受託者の車両運搬車に関する「緊急通行車両等事前届出書」（ピンク色の様式）を各都道府県公安委員会に届け出ること。

なお、災害が発生した現地に行くことが困難な場合は、速やかに主管担当に連絡し、指示に従うこと。

13 業務の再委託

- (1) 本件業務全部の再委託は禁止する。本件業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託業務の内容、再委託先の担当者氏名その他再委託に係る契約の概要について、書面で日本郵便株式会社に通知し、日本郵便株式会社の書面による承諾を事前に得なければならない。
なお、本件業務の再々委託を行う場合についても、これに準ずるものとする。
- (2) 受託者は、本件業務の一部を第三者に再委託する場合は、日本郵便株式会社と受託者との契約条項を遵守できることを再委託の条件として示し、同条件を遵守する義務を課す旨の契約（守秘義務については、日本郵便株式会社と受託者との間の守秘義務と同等の守秘義務契約）を再受託者と締結しなければならない。また、受託者は、再受託者に対しては、再委託業務に必要な情報に限り開示することができるものとし、再受託者に開示した情報については、再受託者に対し、再委託された目的以外に使用し、又は受託者及び再受託者以外の第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない義務を課さなければならない。
- (3) 受託者は、下請代金支払遅延等防止法を遵守し、下請業者に対する優越的地位の濫用を防止するため必要な社員教育・研修を行うものとする。

14 その他

- (1) 実施内容の詳細については、主管担当（TEL096-328-5307）からの指示によること。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、主管担当と密に連絡を取り、遺漏のないように取り運ぶこと。

なお、詳細については、主管担当の指示によること。また、本仕様書に記載されていない事項がある場合又は本仕様書に記載する事項について疑義が生じた場合は、随時、主管担当と協議し、解決すること。この場合、受託者は、当該協議に関する議事録を作成し、主管担当の確認を受けること。

- (3) 契約の履行に当たっては、安全確実に履行する体制を組み、善良な管理者の注意をもつ

て、各作業を誠実に実施すること。

(4) 運送に当たっては、運送元及び運送先と十分に打合せの上、行うこと。